

水門、樋門及び陸閘の管理要領

(目的)

第1 この要領は、知事が管理する沿岸部の水門、樋門及び陸閘（ただし、別に管理方法を定めている施設を除く。）の管理方法を定め、適正な管理を行うことを目的とする。

(対象施設)

第2 この要領における対象施設は次の各号の施設とする。

- (1) 水門
- (2) 樋門（樋管を含む）
- (3) 陸閘（角落しを含む）

(操作)

第3 水門、樋門及び陸閘の操作については、別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」によるものとし、原則として地元市町村長に委託するものとする。

(委託に要する費用)

第4 水門及び樋門の委託に要する費用は、受託者と協議のうえ決定し支払うものとし、陸閘については無償とする。

(定期検査及び維持修繕)

第5 水門、樋門及び陸閘の定期検査及び維持修繕は、知事が行うものとする。

(通知の廃止)

第6 平成23年4月1日付け「樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領について（通知）」は廃止する。

(施行期日)

第7 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

なお、この要領の施行の日以後、改訂後の要領及び別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」に基づく操作委託契約がなされるまでの間においては、改訂前の要領によるものとみなす。